

日米地位協定メモ

“日米地位協定”を改定しない日本は被占領地？属国？

藤代政夫

沖縄県における米軍機事故、米兵による犯罪、米軍機の騒音、基地の環境問題が起きるたびに日米地位協定の問題が指摘されます。では本土では地位協定に係る問題はないのだろうか？否、0.6%の面積に70%の在日米軍基地がある沖縄が目立つのであって（これ自体沖縄への差別構造ですが）本土内でも多くの問題があります。岩国基地の米兵による交通事故への対応、横田ラブコン（空域）があるので羽田空港の民間飛行機の飛行ルートが制限、米軍機の低空飛行ルートが本土内に6～9ルートありその被害が。沖縄だけの問題という事ではなく日本全土の問題である＝日本国民すべての問題であるといった点をまずもって確認しておく必要があります。

日米地位協定は1952年のサンフランシスコ講和条約が締結されたとき同時に結ばれた日米安保条約・日米行政協定が継承されたものであり、敗戦後連合軍に占領された時代が終わったと同時に米軍がそのまま日本に駐留できる内容のもの。“日本全土基地方式&米軍による自由使用”といった被占領状況のままできている事が2019年の今でも多くの問題を引き起こしているのです。

具体的に問題となる事案にどう地位協定が規定されているか見てみましょう。

米軍機の墜落事故など

オスプレイは沖縄普天間にMV-22が24機、横田基地にCV-22が5機（最終的に10機）、そして木更津基地はオスプレイの整備拠点に・・・だから沖縄だけでなく米軍機の墜落事故の危険性は日本全土にあるのです。沖縄国際大学にヘリが墜落した時は米海兵隊が大学を封鎖、日本の警察は入れなかった。名護市沖に墜落したオスプレイの本体捜査も調査も日本側ではできなかったのはなぜなのか？

1952年に締結された日米行政協定17条3項“日本国の当局は合衆国軍隊が使用する基地内にある者、もしくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について捜査又差し押さえを行う権利を有しない”が1953年改定されこの条項は姿を消したが、1953年9/29の「日米行政協定17条を改正する議定書に関する合意された公式議事録」に“日本国の当局は通常合衆国軍隊が使用しかつその権限に基づいて警備している基地内にあるすべての者、もしくは財産について、又は所在地のいかんにかかわらず合衆国の財産について捜査、差し押さえまたは検証を行う権利を行使しない”と合意されて、1960

年以降地位協定になっても引き継がれているのです。(事実上の密約・前泊編「日米地位協定入門」89頁)。沖縄国際大学のヘリ墜落の後運用の改善として“捜査のガイドライン”がつくられたが外側の規制ラインを日本の警察が行う事にしただけで事故機は一切日本の警察が手をつけられない。それはこの合意があるからです。

米兵が犯罪を起こした時

米兵による少女への暴行事件が起こっても、米兵の運転する車で日本人がなくなっても日本の裁判権がなかなか及ばないのはなぜ？

地位協定 17 条 3 項：「合衆国の軍当局は次の罪（公務執行中の作為または不作為が生ずる罪）について合衆国軍隊の構成員または軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。」

地位協定 17 条 5 項：「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又軍属たる被疑者の拘禁は其の者の身柄が合衆国の手中にある時は日本国により公訴が提起されるまでの間合衆国が引き続き行う。」

となっており、“公務中”かどうかの判断は米国に。第一次裁判権が日本にある場合でも拘禁できない。更に1953年10/28日米合同委員会の非公開議事録で日本側が事実上裁判権を放棄するという密約が結ばれています。「日本の当局は通常合衆国軍隊の構成員、軍属あるいは米軍の軍法下にある彼らの家族に対し日本にとって著しく重要と考えられる事例以外は裁判権（第一次）を行使するつもりはない」と。これでは日本の司法が及ばない“治外法権”其の物です。(前泊編「日米地位協定入門」146頁)

米軍は希望するところに基地を持てる

駐留する基地の名称・場所・など条約や協定に記載なし。

地位協定 2 条 1 項：「合衆国は日米安保条約第 6 条の規定に基づき日本国内の基地の使用を許される。」

「個々の基地に関する協定は第 25 条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。」

と規定されているがこの合同委員会は非公開で、しかも“使用を許される”となっているが其の内実は旧安保条約の“米軍を日本国内および付近に配備する権利”なのです。講和条約交渉時の米国の根本課題である“我々が望む兵力を望む場所に望む期間だけ駐留させる権利を確保する”(ダレス)が継続されているのです。在日米軍基地は“全土基地方式と自由使用”であると言う本質をきちんととらえておく必要があります。

基地の管理権は・・・

国際法上の原則として領域主権の原則“一国は領域内のすべての人・物に対して排他的に規制する立法・執行管理権を有する”のはずなのに日本は外務省HPで「当該外国軍隊およびその構成員等の公務執行中の行為には派遣国と受け入れ国との間で個別の取り決めが無い限り受け入れ国の法令は適用されません」と。

それ故地位協定 3 条 1 項で“合衆国は基地内においてそれらの設定・運営・警備及び管理の為に必要なすべての措置を取ることができる”と「米軍の排他的管理権」を認め、外務省機密文書「考え方」で“国内法の適用は米軍の管理権を侵害しない形で行うこととされている”と日本国の国内法が適用されない免法特権を与えているのです。

米軍の訓練と騒音問題

米軍の飛行機は低空を飛ばうが夜間飛ばうがかってです。どうしてなのでしょう？

日本の航空法 81 条では国土交通省が定める高度以下で飛行してはいけない事になっています。人口密集地では建物から 300m の高度、人のいないところでは 150m と。しかし「日米地位協定と国連軍地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」の中で“航空法第 6 章の規定は適用しない”となっているから自由に飛ばます。だから日本全土に低空飛行訓練ルート（7～9 か所）があり、しかも基地間移動と言って勝手に飛び回るので。

このような国内法の適用除外の特権が地位協定 5 条・9 条では出入国にパスポート必要なし、入港料・着陸料も課せられないと規定されているのです。

以上のような考えで運用されているので騒音について国民が裁判所に訴えても、たとえ米軍機騒音が賠償責任以上の音であり賠償金を認めても“日本が支配できない第三者（米軍）の行為については司法も何もできない”という「第三者行為論」をもって米軍機の飛行差し止めは出来ないと言う判決が出されます。これって日本は主権のある独立国なのだろうかと疑問を感じてしまいます。

横田空域・岩国空域

羽田空港に多くの民間航空機が離発着しています。横田基地に米軍の空域管制＝横田ラプコンがあるので房総半島の方へ飛び立ち高度を上げてから関西方面に飛んでいます。時間的ロスも大きく経済的不利益を受けています。

地位協定 6 条で米軍の航空交通管理権・通信体系が規定され両政府の当事者の取り決めをとなっていますが危険なので民間航空機は米軍管理下の空域には入っていきません。ラプコンの根拠法令が無くても米軍が優先されている事例です。

環境汚染問題

地位協定 4 条で合衆国は日本国の基地を返還するにあたって現状回復の義務はないと規定されており、基地の中が汚染物質で汚染されていてもそれを取り除く義務はないこととなります。又、環境問題に関する日本国内法の適用がないので多くの問題を残しています。

これだけ治外法権で領域主権が認められず立ち入り権も捜査権もない状況に覆われている事に対して沖縄県、渉外知事会、全国知事会、日弁連、そして多くの国民が日米地位協定の改定を要求し始めています。

沖縄県は 2017 年と 2018 年にドイツ・イタリア・ベルギー・イギリスの駐留米

軍との関係の現地調査を、日弁連も 2018 年にドイツ・イタリアの調査をしました。外国との対比で日米地位協定の異常性、被占領性・属国性がより明らかになってきました。

① 受け入れ国の国内法の適用は？

日本は原則不適用

ドイツは 1988 年の大事故の後 1993 年にボン補足協定の大幅改定でドイツの主権を強化・ドイツの国内法原則適用

イタリアは 1995 年モデル実務取り決めで国内法適用明記。1998 年ロープウェイ切断事故後 1999 年新たな協定で米軍を大幅規制

ベルギーは“自国の統制を外交軍に守らせるのは当然”・国内法原則適用

イギリスは「駐留軍法」で国内法適用を明記

アメリカの立場は個別の協定が無い限り受け入れ国の国内法が適用されるのが原則（米軍マニュアル）

② 基地の管理は？

日本は立ち入り権なし

ドイツは連邦・州・地方自治体の立ち入り権を明記

イタリアでは基地はイタリア司令部の下におかれ司令官常駐

ベルギーでは周辺自治体の立ち入り権もある

イギリスでは基地占有権はイギリスで英司令官常駐

③ 訓練演習への関与は？

日本は航空特例法等で規制権限なし

ドイツでは米軍の訓練にはドイツの許可・承認・同意が必要

イタリアではイタリア司令官への事前通告・承認が（大幅に規制）

ベルギーでは自国軍より厳しく規制し低空飛行を禁止

イギリスでは英国から飛行の禁止・条件等を課すことができる

④ 航空機事故への対応は？

日本は捜査等を行う権利を行使しない

ドイツではドイツが現場を規制し調査を主体的に関与

イタリアではイタリア検察が証拠品を押収

イギリスでは英国警察に優先権があり、現場を規制・捜査

⑤ 騒音問題は？

日本は第三者行為論で飛行差し止めできず

ドイツでは騒音軽減委員会が設置されている。また、住民・自治体が原告となり連邦を訴えることができる

イタリアでは地域委員会で各自治体の意見をあげている

⑥ 空域管理

日本では横田空域（ラプコン）・岩国空域と米軍が占有

ヨーロッパでは横田空域のように米軍が占有する空域はない

⑦ 犯罪への捜査

日本は第一次裁判権を行使するつもりはない
ドイツではドイツ警察による任務遂行権限が明記されている
イタリアではイタリア軍司令官の立ち入り権限を明記

ヨーロッパでの現地調査からも自国の主権が確立され対等に米軍を規制するのがNATOの標準であることが明らかに。

これらの調査報告を踏まえて米軍基地のある 15 都道府県で構成する渉外知事会は平成 30 年 7/30 に日米地位協定改定を 15 項目にわたって要請しました。

*2 条関係では基地の使用目的・範囲・条件等の明確化

*3 条関係では政府や地方自治体の基地内への立ち入りを認め、基地内の環境に国内環境法令の適用を

*4 条関係では基地返還時には適切な措置を講ずること

*5 条関係では入港料・着陸料の一律免除でなく国内法令の適用を

*9 条関係では人・動植物に対する検疫・保健衛生に国内法令の適用

*17 条関係では日本国に第一次裁判権がある時被疑者の拘禁を速やかに。基地外の米軍財産への捜査・差し押さえ・検証の権利を

*25 条関係では日米合同委員会の中に基地を有する地方自治体の代表者が参加する地域特別委員会を。合同委員会の合意事項の速やかな公表

*米軍機騒音対策として国内法の適用と制限措置を と。

日米地位協定はまさに独立国にはほど遠い“属国性・植民地性”の協定です。主権者としてこのいびつな地位協定を是正しなければと思われま

す。日弁連主催の日米地位協定を考える集会での伊勢崎氏の「アフガニスタンと米軍との地位協定でもアフガニスタンの主権は対等です。果たして米国と対等になることを恐れているのは日本国民ではないのか？」といった問題提起が胸に刺さりました。

日本国憲法の平和主義の内実を我々のものにして不平等な日米地位協定を抜本的に改定させましょう。

- *参考文献 前泊博盛編「日米地位協定入門」
沖縄県「他国地位協定調査報告書（欧州編）」
日弁連「日米地位協定の改定を求めて」など